

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社コンピュータ・システム研究所
法人番号： 5370001008075
住 所： 宮城県仙台市青葉区北根黒松14番15号
- 指名停止措置期間： 令和3年8月24日から令和3年9月23日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 東北地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社コンピュータ・システム研究所の社員は、宮城県川崎町発注工事に関する資材設計単価表の情報提供を同町職員に依頼し、その謝礼として、複数回にわたり商品券計十数万円分を贈ったとして、令和3年6月30日に贈賄容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社コンピュータ・システム研究所の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号ハ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~2 略	略
(贈賄)	
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヶ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)